

母子保健奨励賞表彰要綱

公益財団法人母子衛生研究会

公益財団法人母子衛生研究会
母子保健奨励賞表彰要綱

平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 24 年 6 月 26 日改正
平成 25 年 4 月 1 日施行
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域の母子保健活動において顕著な功績が認められる個人を表彰顕彰する母子保健功労顕彰会母子保健奨励賞表彰の実施方法について定め、母子保健に対する国民の関心を高め、その受賞者の模範となる活動が他の地域の母子保健の向上に波及し、ひいては持続的な本邦の母子保健の発展向上及び国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 表彰の対象者は、毎年度 11 月 20 日現在満 55 歳未満の者で、推薦自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、保健所政令市、東京都特別区）の長から推薦のあった個人で、母子保健活動に通算 5 年以上従事し、地域に密着した次の各号に該当する活動（研究を中心とする活動を除く。）を献身的に行い、著しい功績をあげているとともに、他の模範となり今後も引き続き大いに活躍が期待できる者とする。ただし、保健医療機関の長（保健所長、国公立病院長又はこれらに準ずる職種の者）及び現職の大学教授は除くものとする。

- (1) 母子保健活動が先進的かつ斬新であること。
- (2) 母子保健活動に将来性及び発展性が期待できること。
- (3) 母子保健活動に具体的な成果が認められること。
- (4) 母子保健の知識の普及や啓発に効果が認められること。

(募集及び応募)

第 3 条 理事長は、年度ごとに期間を定め、母子保健奨励賞受賞候補者を募集する。

- 2 募集及び応募に係る手続の詳細については、別に定める。
- 3 この法人は、募集に当たり、母子保健奨励賞受賞候補者及びその推薦自治体等から金銭的な負担を求めることはない。受賞決定後においても同様とする。

(受賞者の決定)

第 4 条 受賞者は、応募のあった者の中から、母子保健奨励賞審査委員会が審査選考を行い、その結果を理事会へ報告し、受賞者を決定する。ただし、医師及び歯科医師の受賞者数については、原則として地域の保健指導に直接成果を挙げ、又は成果を挙げつつある医師 2 名以内及び歯科医師 1 名以内とする。

- 2 受賞者決定後において、この法人のホームページ上に受賞者名、職種、推薦自治体名及び受賞理由を公表する。

(母子保健功労顕彰会の実施及び表彰の方法)

第 5 条 表彰は年 1 回とし、表彰式典をもって表彰状及び奨励金等を授与して行う。

- 2 表彰式典の名称は母子保健功労顕彰会と称する。
- 3 母子保健功労顕彰会の表彰式典運営の役員として、母子保健に係る深い学識若しくは高度の経験を有する専門家又は母子保健の発展向上に深い理解を有する者の中から会長 1 名及び副会長 6 名以内を、理事長が委嘱する。
- 4 母子保健功労顕彰会の開式のことば、式辞、閉式のことば、表彰状及び奨励金等の授与等に

については、母子保健功労顕彰会の表彰式典運営の役員会において適任者を選定するものとする。
5 母子保健功労顕彰会の実施及び表彰に係る方法の詳細については、別に定める。

(補則)

第6条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(平成 24 年 3 月 27 日制定)

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 26 日から施行する。(平成 24 年 6 月 26 日制定)

附 則

この要綱は、移行認定を受け登記を行った日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 3 月 20 日制定)

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 2 月 5 日制定)

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(平成 30 年 12 月 26 日制定)